

23 国際第 672 号

関税割当公表第 65 号の 2

平成23年度下期のとうもろこし（単体飼料用（丸粒）以外）の
関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）
第6条の規定に基づき、とうもろこし（関税定率法（明治43年法律第54号）
第13条第1項の規定の適用を受けるもの及び関税暫定措置法施行令（昭和35
年政令第69号）第3条に規定するところにより飼料用に供するものを除く。
以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成23年10月3日

農 林 水 産 省

記

第1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用途別の割当数量

(1) コーンスターチ用

ア 糖 化 用 956,500トン

イ 一 般 用 520,800トン

ウ 新規用途用 100,000トン

(2) エチルアルコール及び蒸留酒用 23,900トン

(3) コーンフレーク用 31,000トン

(4) コーングリッツ、コーンミール
及びコーンフラワー用 48,900トン

(5) その他用 10,400トン

合 計 1,691,500トン

2 通関期限 平成24年3月31日

第2 第2次公表

- 1 コーンスターチ用とうもろこしに係る関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定める数量（以下「関税割当政令数量」という。）と第1の1の(1)のアからウまでの割当数量との差518,800トン（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成24年1月31日までに返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合には、それらを加えた数量）の割当てについては別途公表（第2次公表）する。
- 2 コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用とうもろこしについて、その他用とうもろこしに係る関税割当政令数量と第1の1の(4)及び(5)の割当数量との差2,500トン（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成23年12月31日までに返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合には、それらを加えた数量）の割当てについては別途公表（第2次公表）する。
- 3 コーンフレーク用及びその他用とうもろこしについて、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成23年12月31日までに返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合の割当てについては別途公表（第2次公表）する。

第3 その他

その他関連事項に関しては、平成23年度下期のとうもろこし（単体飼料用（丸粒）以外）の関税割当てについて（平成23年9月12日付け23国際第559号関税割当公表第65号）による。